



庄原市立地適正化計画を策定しました

都市整備課市街地整備係 ☎0824-73-1115

市は、本年3月に都市再生特別措置法に基づく「庄原市立地適正化計画」を策定しました。

この計画は、人口減少・高齢化の中でも、市民の日常生活に必要な医療・福祉施設や商業施設、地域コミュニティが維持できるように、快適で持続可能なコンパクト・プラス・ネットワーク（地域公共交通と連携して、コンパクトなまちづくりを進めること）を目指しています。



立地適正化計画とは

立地適正化計画は、都市計画区域内（庄原・東城・西城地域の市街地）を対象とした計画です。

人口減少が今すぐに改善できない状況下でも、市街地内の医療・福祉施設、商業施設がきちんと維持され、さらに、市民が「誘致したい」と思う施設が何年後かにはできている。そんなまちにしていこうため、市街地内の人口密度を一定程度維持していこうという計画です。

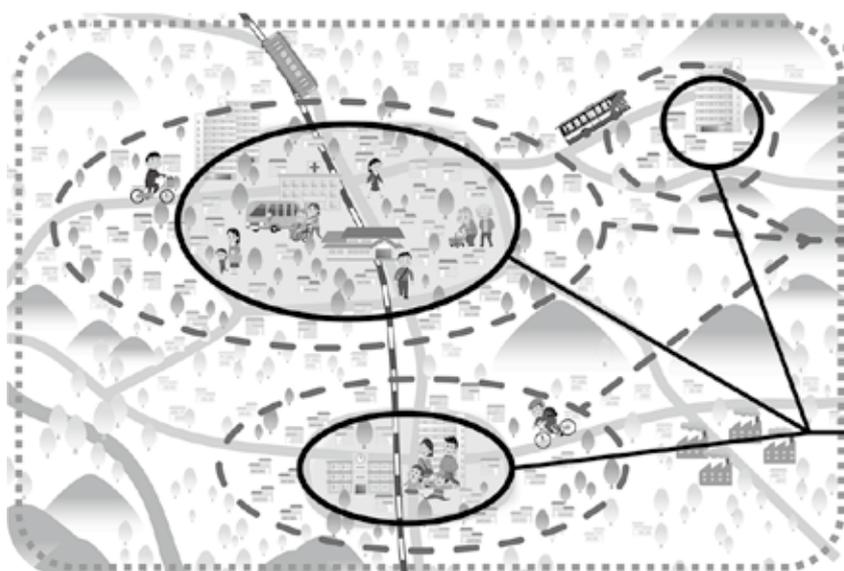
立地適正化計画では、都市計画区域の中に、新たに『居住誘導区域』と『都市機能誘導区域』を定めています。

都市計画区域の中に指定されている、居住誘導区域と都市機能誘導区域の区域外で開発行為（建物を建てるための造成工事）や建築行為（建物を建てる工事）を行う場合は、新たに市へ届け出が必要となります。

計画の公表と届出制度の運用開始は、10月2日(月)を予定しています。立地適正化計画、各種届出様式に関する詳細は、市ホームページへ順次掲載します。



立地適正化計画の区域イメージ



庄原・東城・西城

都市計画区域

都市計画法に基づき、一体的に整備・開発保全するエリア

居住誘導区域

居住を促進し、一定の人口密度を維持するエリア

都市機能誘導区域

生活サービス施設を誘導し、都市機能を集積・維持するエリア